

指定給水装置工事事業者指定申請について

○必要書類

(法人の場合)

	新規業者	更新業者	代表者変更又は名称の変更	住所変更	主任技術者変更・追加	役員変更	その他変更事項(必要な書類)
指定給水装置工事事業者指定申請書	○	○					
誓約書	○	○	○			○	
機械器具調書	○	○					
給水装置工事主任技術者選任・解任届出書	○				○		
定款又は寄付行為(原本)	○※1	○※1	○※1	○※1			
登記事項証明書(原本)	○	○	○	○		○	
会社の位置図(住宅地図に明記)	○	○		○			
免状又は主任技術者証書の写し	○	○			○		
指定事項変更届出書			○	○	○	○	
指定給水装置工事事業者(廃止・休止・再開)届出書							
指定給水装置工事事業者(講習・業務・研修・従事)確認書		○					
指定給水装置工事事業者証(原本)			○※2、3	○※2			
その他指定する書類	(例)事業者証を紛失した場合は、「徳島市上下水道局指定給水装置工事事業者証再交付申請書」等						

(個人の場合)

	新規業者	更新業者	代表者変更又は名称の変更	住所変更	主任技術者変更・追加	役員変更	その他変更事項(必要な書類)
指定給水装置工事事業者指定申請書	○	○					
誓約書	○	○	○				
機械器具調書	○	○					
給水装置工事主任技術者選任・解任届出書	○				○		
住民票(写し)	○	○	○	○			
事務所の位置図(住宅地図に明記)	○	○		○			
免状又は主任技術者証書の写し	○	○			○		
指定事項変更届出書			○	○	○		
指定給水装置工事事業者(廃止・休止・再開)届出書							
指定給水装置工事事業者(講習・業務・研修・従事)確認書		○					
指定給水装置工事事業者証(原本)			○※2、3	○※2			
その他指定する書類	(例)事業者証を紛失した場合は、「徳島市上下水道局指定給水装置工事事業者証再交付申請書」等						

※1 定款の原本については、原本証明をして提出してください。(記載例を裏面に書いています。)

※2 会社名、住所変更等の際に、徳島市上下水道局指定給水装置工事事業者証を再交付する場合は、原本を返却し、再交付を行います。(日付が再交付日となり、日付の横に再交付と印字されます。)

※3 名称変更時に提出してください。

○徳島市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（抜粋）

（指定の申請）

第4条 指定工事業者の指定は、給水装置工事の事業を行う者の申請により行う。

2 指定工事業者として指定を受けようとする者は、施行規則に定められた様式第1による申請書に次の各号に掲げる事項を記載し、管理者に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者及び役員の氏名
- (2) 条例第1条の2第2項第1号に定める給水区域において給水装置工事の事業を行う事業所（以下「事業所」という。）の名称及び所在地並びに第12条第1項の規定によりそれぞれの事業所において選任されることとなる主任技術者の氏名及び当該主任技術者が交付を受けている免状の交付番号
- (3) 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- (4) 事業の範囲

3 前項の申請書には、次の書類を添えなければならない。

- (1) 次条第3号のアからカまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する施行規則に定められた様式第2による誓約書
- (2) 法人にあっては定款又は寄付行為及び登記事項証明書、個人にあってはその住民票の写し

（指定の基準）

第5条 管理者は、前条第1項の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項に規定する指定をしなければならない。

- (1) 事業所ごとに、第12条第1項の規定により主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。
- (2) 次に掲げる機械器具を有する者であること。
  - ア 金切りのこその他の管の切断用の機械器具
  - イ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
  - ウ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
  - エ 水圧テストポンプ
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
  - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - ウ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
  - エ 第8条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
  - オ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
  - カ 法人であって、その役員のうちにアからオまでのいずれかに該当する者があるもの

（指定の更新）

第5条の2 第4条第1項の指定は、法第25条の3の2の定めにより5年ごとにその更新を受けなければならない。

2 前2条の規定は、前項の更新について準用する。

3 指定の更新を受けようとする者は、第4条第3項の書類のほか、別に定める指定更新時確認事項届出書を提出しなければならない。

（変更等の届出）

第7条 指定工事業者は、次の各号に掲げる事項のいずれかに変更があったとき、又は給水装置工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、次項に定めるところにより、その旨を管理者に届け出なければならない。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (3) 法人にあっては、役員の氏名
- (4) 主任技術者の氏名又は当該主任技術者が交付を受けている免状の交付番号

2 前項の規定により変更の届出をしようとする者は、当該変更のあった日から30日以内に施行規則に定められた様式第10による届出書に次の書類を添えて管理者に提出しなければならない。

- (1) 前項第2号に掲げる事項の変更の場合には、法人にあっては定款又は寄付行為及び登記事項証明書、個人にあっては住民票の写し
- (2) 前項第3号に掲げる事項の変更の場合には、第4条第3項第1号に掲げる誓約書及び登記事項証明書

3 第1項の規定により事業の廃止、休止又は再開の届出をしようとする者は、事業を廃止し、又は休止したときは当該廃止又は休止の日から30日以内に、事業を再開したときは当該再開の日から10日以内に、施行規則に定められた様式第11による届出書を管理者に提出しなければならない。

---

定款の原本証明の記載例

○定款のコピーを全て作成した書類の余白に、以下の文章を付け加えて提出してください。

この定款の写しは、原本と相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

（会社の所在地）

（会社名）

（代表者氏名及び代表者印）